

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 10 号

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部
を改正する規則

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和 39 年寒川町規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項第 2 号中「職員」の次に「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が 1 箇月以下である職員を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。